

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第48号

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次の表のよう

		(下線部分は改正部分)	
改 正 後		改 正 前	
(寄宿料)		(寄宿料)	
第43条	条例第18条第1項の規則で定める額は、次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 とする。	第43条	条例第18条第1項の規則で定める額は、次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 とする。
(1)	新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 <u>3,710</u> 円	(1)	新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 <u>3,590</u> 円
(2)	新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 <u>1,660</u> 円	(2)	新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 <u>1,800</u> 円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第43条の規定は、この規則の施行の日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。